

障害者支援施設の入所定員の拡大を求める意見書

川崎市では、障害者数に対する障害者支援施設の入所定員数が、国の統計を基礎として算定すると全国平均の約 3 分の 1 にとどまるなど極端に少ない状況が続いており、また、平成 25 年度の市の調査によると、障害者支援施設への入所を希望しても入所できない待機者数は、230 人近くに上っている。

このような状況に加え、障害者の生活場面に目を向けると、自身の高齢化や強度行動障害等の障害特性、障害者の家族の高齢化等により、在宅又はグループホームで生活を営んでいくことが困難な障害者は少なくないことから、障害者支援施設の整備が強く求められている。

障害者支援施設の指定については、平成 24 年 4 月に都道府県から政令指定都市及び中核市に権限移譲されたところであるが、障害者総合支援法の規定により指定に際しては都道府県知事の同意を得ることとされている上に、県内の障害者支援施設の入所定員の総数は、都道府県の障害福祉計画で定めることとされている。

こうした中、現在定められている県内の入所定員の総数の下では、都市部の実体を踏まえた施設の指定が事実上できない状況となっている。

よって、県におかれては、平成 27 年度から平成 29 年度までの実施計画となる第 4 期障害福祉計画の策定に当たっては、県内の入所定員の総数について、本市における障害者支援施設の実態を踏まえて拡大されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

神奈川県知事 宛て

軽度外傷性脳損傷に係る周知、労災認定基準の改正等を求める意見書

軽度外傷性脳損傷（MTBI）は、交通事故や転落・転倒、スポーツ外傷、乳幼児の揺さぶり等により頭部に衝撃を受けた際に脳が損傷し、その結果として、持続する頭痛、意識状態の変化や事故前後の記憶喪失、けいれん発作や手足のしびれなど多岐にわたる症状が現れ、重症の場合は寝たきりの生活になることもある。

この疾病は、磁気共鳴画像（MRI）等による画像診断では異常が見付きにくいいため、労働者災害補償保険や自動車損害賠償責任保険の補償にならないケースが多く、働くことができない上に補償が十分に受けられない場合には、患者とその家族に深刻な経済的負担を強いることになる。

平成19年の世界保健機構（WHO）の報告によれば、MTBIの発生は毎年、人口10万人当たり150人から300人発症しているとされ、我が国においても数十万人のMTBI患者が潜在していると推定され、その対策が急がれるところである。

国においても平成25年6月に、厚生労働省が、高次脳機能障害のうちMRI等の画像所見が認められないMTBIに関する労働者災害補償保険の障害給付請求事案について、同省が個別に判断することとするという通知を出し、このことが、MTBIによる補償の第一歩となると期待されている。

よって、国におかれては、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 業務上の災害又は通勤災害によりMTBIとなり働けない場合、労働者災害補償保険の障害（補償）年金が受給できるよう認定基準の見直しを図ること。
- 2 労災認定基準の見直しに当たっては、他覚的・体系的な神経学的検査法など、画像診断に代わる判定方法の導入を図ること。
- 3 MTBIについて、国民への理解を深めるために、教育機関を始め関係機関に周知徹底を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
厚生労働大臣

意見書案第6号

地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成26年6月16日

川崎市議会議長 浅野文直様

提出者 川崎市議会議員 石田康博

〃 後藤晶一

〃 東正則

〃 小川顕正

地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書

現在、本年度の診療報酬改定や国会における「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案（地域医療介護総合確保法案）」の議論により、改めて地域包括ケアシステムの構築がクローズアップされている。

全国の自治体では、平成27年度からの第6期介護保険事業計画の策定に向けて、団塊の世代が75歳を迎える平成37年の姿を展望しながら、増高する保険料などに苦慮しながら取組を行っているところである。

よって、国におかれては、全国の自治体の実情を勘案し、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 医療・介護・福祉の良質な人材を確保するため、国家戦略として抜本的な対策を講ずるとともに、特に、平成37年に更に100万人が必要とされている介護人材については、次期介護報酬改定で的確な対応を行うこと。
- 2 今回の診療報酬改定について、在宅訪問診療に係る改定が行われたが、市区町村の現場において集合住宅などへの訪問診療が大きな影響を受けることも想定されるため、改定の影響について実態調査を行い、適切な対応を行うこと。
- 3 地方自治法の改正により創設される連携協約制度の活用など、広域行政上の取組事例の周知など、市区町村への適切な情報提供に努めること。
- 4 引き続き、社会保障・税一体改革の趣旨に添った消費税を財源とする財政支援制度（各都道府県に基金を設置）を拡充すること。また、本年度の基金については、趣旨に添って適切な配分に留意すること。
- 5 特別養護老人ホームの中重度者への重点化に伴い、自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産の要介護高齢者の地域における受け皿づくりについて、市区町村への支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

厚生労働大臣

意見書案第7号

労働時間規制を無くす制度導入に反対する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成26年6月16日

川崎市議会議長 浅野文直様

提出者 川崎市議会議員 東 正 則

〃 織 田 勝 久

〃 山 田 益 男

〃 市 古 映 美

〃 宮 原 春 夫

〃 石 田 和 子

労働時間規制を無くす制度導入に反対する意見書

安倍首相を議長とする政府の産業競争力会議は5月28日、財界や大企業の要求に応じて、働いた時間の長さに関係なく、成果に対して賃金を支払う新たな制度を導入することで一致し、これにより、政府が6月にまとめる新たな成長戦略に、週40時間を基本とした労働時間の規制に大穴を開ける新たな賃金制度の導入が盛り込まれる見通しとなった。

この日の会議では民間議員から、新たな制度の対象となる層について、企業の研究開発部門などで働く幹部候補などとする追加案も示されたが、現在でもブラック企業が新入社員を幹部候補生という名目で採用し、厳しい競争に駆り立てている実態があることからすれば、運用によっては対象範囲が際限なく広がる可能性が懸念される。

労働基準法では、労働時間を原則1日8時間、週40時間と定めているにもかかわらず、厚生労働省の調査でも平成24年の1人当たり平均年間総実労働時間は1765時間と、欧州主要国などに比べ、依然長時間労働が続いており、さらに、サービス残業や、若者を使い捨てにするブラック企業も跡を絶たない現状で、労働時間規制が無くなれば、労働者は残業代ゼロで長時間働かされ、過労死しても自己責任として片付けられかねない。

安倍首相は平成19年にも同様の制度の導入を検討したが、「残業代ゼロで過労死を促進する」制度だとして批判を浴び、断念に追い込まれた経過がある。

米国では、オバマ大統領が、残業代を支払わなくてもいいホワイトカラー・エグゼンプションの見直しを指示したとの報道があり、また、国内では過労死等防止対策推進法案が全会一致で衆院で可決され、今国会で成立する見込みとなっている中で、今回の産業競争力会議の方針決定は、これらの動きに全く逆行するものである。

過労死や鬱病などが頻発する今の日本には、長時間労働を無くすための実効的で強力な規制こそが求められている。

よって、国におかれては、長時間労働を是正し、労働者の健康確保を徹底するために、労働時間規制を無くす制度の導入を断念されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

厚生労働大臣

意見書案第 8 号

消費税の再増税の中止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 26 年 6 月 16 日

川崎市議会議長 浅野文直様

提出者	川崎市議会議員	市古映美
	〃	宮原春夫
	〃	石田和子
	〃	斉藤隆司
	〃	石川建二
	〃	佐野仁昭
	〃	井口真美
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	猪股美恵
	〃	粕谷葉子
	〃	竹田宣廣

消費税の再増税の中止を求める意見書

今年4月に8%に引き上げられたばかりの消費税について、政府は、年内にも来年10月から10%の再増税実施を決めようとしている。

しかしながら、街角景気とも呼ばれ、街角の景況感を調べるために内閣府が実施している景気ウォッチャー調査では、今年4月の景気の現状判断指数が41.6と、前月に比べ16.3ポイント低下、好不況の分かれ目である50を割り込んで2箇月ぶりの低下となり、家計動向関連、企業動向関連、雇用関連全ての指数が低下した上、低下幅は東日本大震災直後の平成23年3月以来の大きさとなっている。

中小企業庁が行った消費税の価格転嫁状況に関するモニタリング調査（4月書面調査）でも、消費者向け取引において、増税分を一部もしくは全部を転嫁できないと答えた企業が24.3%に上り、日本百貨店協会、日本フランチャイズチェーン協会等が相次いで4月の売上高が前年同月比で減少となったと発表していることからしても、増税後の販売や生産の低下により、景況感が落ち込んでいることは明らかである。

厚生労働省が発表した今年4月分の毎月勤労統計調査によっても、労働者の所定内給与の2年にわたる減少に加え、物価上昇、さらには社会保障削減と、国民の暮らしは一層困難なものとなっている。

世論調査では、再増税に反対する意見が7割近くを占めるものもあり、こうした現状の中での再増税の実施は、正に国民の暮らしや中小企業の経営を破壊することになりかねない。

よって、国におかれては、今以上の景気の悪化を防ぎ、国民生活の破壊につながる消費税の再増税を中止されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣